

物価高騰の影響を受けている事業者への支援について

目的	新型コロナウイルス感染症拡大に端を発する燃油・物価高騰の影響を受けている市内事業者に対し、掛かり増し経費の一部を支援する。			
区分	中小事業者向け	農業者向け		
名称	原油価格高騰対策 事業者支援補助金	米生産者 経営意欲推進補助金	燃油・飼料 物価高騰対策補助金	施設園芸クリーン化・転換 支援補助金
概要	コロナ禍に起因する原油価格高騰の影響を受けた市内事業者に対し、その事業の用に供する燃料及び電気の購入に要する経費の一部を補助する。	コロナ禍による米価下落や燃油・肥料等の価格高騰が、米生産農家の経営に与える影響を緩和し、経営意欲を維持・喚起するため、作付面積に応じた支援を行う。	コロナ禍による農畜産物の需要減少や価格低迷、燃油・飼料の価格高騰が、施設園芸・畜産農家の経営に与える影響を緩和するため、燃料費及び飼料費の高騰分を支援する。	コロナ禍による農産物の需要減少と価格低迷、燃油価格高騰が施設園芸農家の経営を圧迫する中、エネルギー効率に優れ環境負荷の少ないヒートポンプ式のハウス用空調を導入・転換する取組を支援する。
対象者	令和3年1月31日以前から、市内に事業所を有し、かつ、市内で事業活動を営む者であって、引き続き市内において事業を継続する意思を有する中小事業者 ※中小事業者とは 中小企業信用保険法（昭和25年法律第264号）第2条第1項に規定する中小企業者又は社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人とする。	市農業再生協議会に営農計画書を提出している飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料(WCS)用稲生産農家 ※市税に未納がないこと	次の条件を満たす施設園芸農家および畜産農家 ・栃木市内に住所または主たる事業所を有すること ・令和2年10月31日以前から経営していること ・市税に未納がないこと。	次の条件を満たす施設園芸農家 ・栃木市内に住所または主たる事業所を有すること。 ・令和4年4月1日から令和4年12月31日までに、ヒートポンプ式ハウス用空調機の設置を完了していること。 ・市税に未納がないこと。
補助対象経費	(1) 燃料費 令和4年2月から同年4月までの間に購入した事業の用に供する燃料（ガソリン、灯油、軽油及び重油）の購入量に1リットルにつき20円を乗じて得た額 (2) 電気料 令和4年2月～4月の電気料から前年同月の電気料を差し引いた額	令和4年産の飼料用米、米粉用米、稲発酵粗飼料(WCS)用稲の作付面積に応じて補助（肥料と光熱動力費の高騰相当分）	令和3年11月から令和4年4月までに購入した燃料費（灯油・軽油・重油）と飼料費から、前年同月の燃料費と飼料費を差し引いた額	ヒートポンプ式ハウス用空調の導入・転換に要する経費
補助金額	上記を合算した額の1/2 下限5万円～上限30万円 ※原油価格高騰対策補助イメージ図	上記の作付面積10aあたり3,500円	上記の1/2 下限5万円～上限30万円 ※燃油・飼料物価高騰対策補助イメージ図	上記の30% 上限100万円
その他	・申請期間：令和4年8月8日(月)～令和4年10月31日(月) ・事業費：2億円	・申請不要（対象者に直接通知） ・事業費：7760万円	・申請期限：令和4年11月30日(水) ※申請受付開始は9月上旬を予定 ・事業費：8500万円	・申請期限：令和5年1月27日(金) ※申請受付開始は9月上旬を予定 ・事業費：1500万円
問合せ	商工振興課 担当：渡邊・秋間 Tel：0282-21-2371	農業振興課 担当：中田 Tel：0282-21-2385	農業振興課 担当：中村 Tel：0282-21-2382	